

医師，臨床心理士，弁護士等の専門家や第三者的な機関を活用した児童生徒，保護者等への指導・支援及び問題行動等への対応

広島県呉市教育委員会

自治体・団体の概要

呉市は広島県の南部に位置し，平成17年3月末までに近隣の8町と合併。

① 呉市の規模（平成24年6月現在）

- 人口：237,346人
- 呉市立幼稚園2園，小学校42校，中学校28校，市立高等学校1校
計2園71校
- 呉市立児童生徒数
小学生 11,444人
中学生 5,886人

② 呉市の環境

呉市は，瀬戸内海のほぼ中央部，広島県の南西部に位置し，瀬戸内海に面する陸地部と，倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市である。また，瀬戸内海国立公園の陸地部面積（県内）の約4割強を占めるとともに，島しょ部を含めた海岸線延長は298.3kmに及び，西日本有数の多島美を有する風光明媚な地勢を有している。

③ 呉市の教育

呉市では，教育基本法の理念・方向性を受けて示された学校教育法及び学習指導要領を踏まえ，子どもたちに義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性を育成するために，全市をあげて小中一貫教育を推進している。

④ 連絡先

- 〒737-8509
- 広島県呉市中央6丁目2番9号
つばき会館3階
- 電話 0823-25-3459 FAX 0823-24-9807
- メール gakuan@city.kure.lg.jp
- HP <http://www.city.kure.lg.jp/>

地域の特徴・事業実施の背景

テーマを選択した背景

社会の変化に伴い，価値観が多様化し，学校が対応に苦慮する保護者からの申し出等が増加している。また，問題行動が発生した時の学校の指導に対し，児童生徒や保護者からの理解が得難い事例も生起する等，児童生徒の社会性や規範意識を育みにくい状況が見られる。

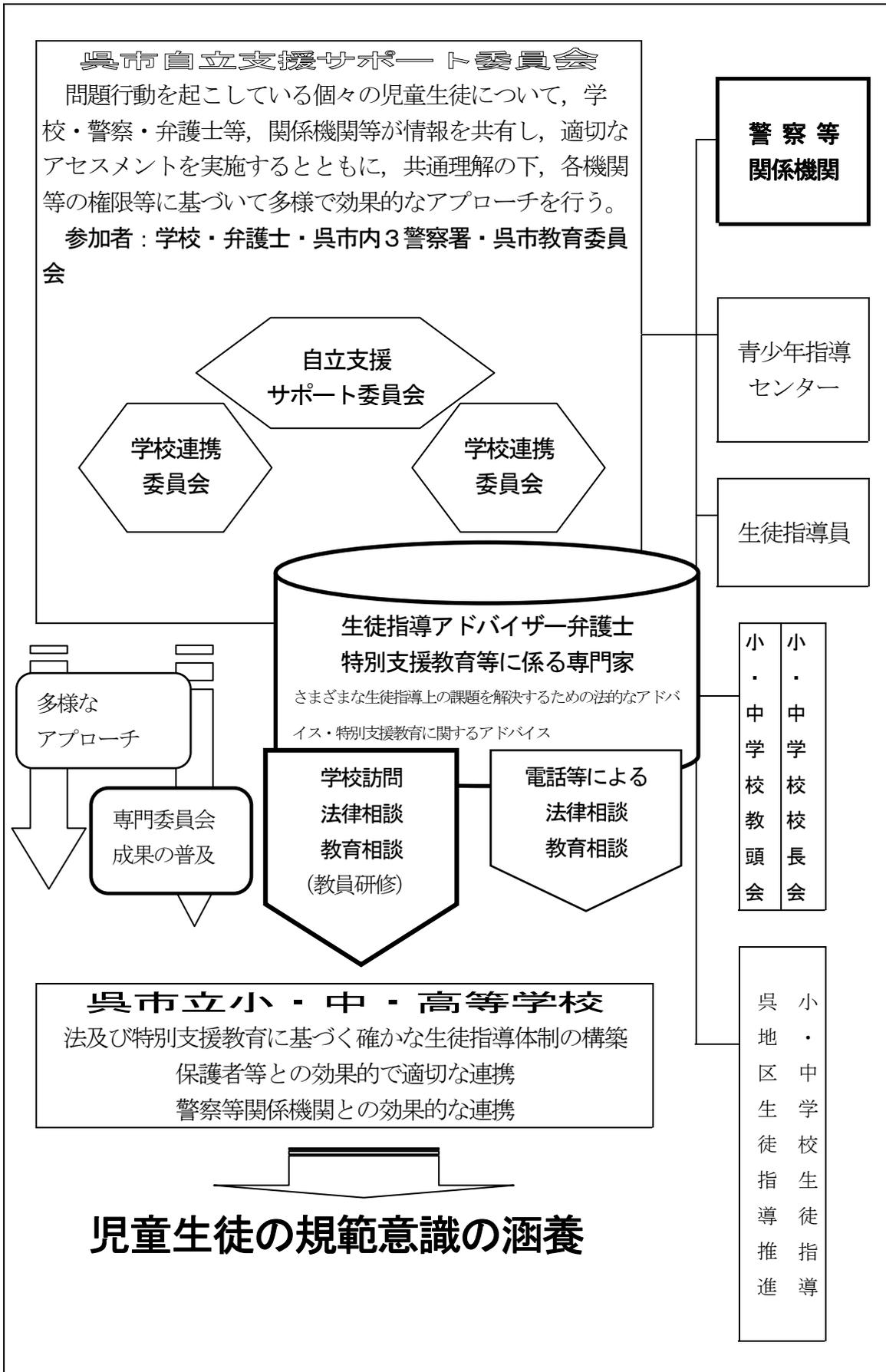
このような中，暴力行為については，平成19年度の本事業の開始等の成果もあり，児童生徒の規範意識を醸成する取組が充実したこと等から，暴力行為発生件数が減少した。しかしながら，特定の児童生徒が繰り返し問題行動を起こす状況は依然としてある。

いじめ認知件数は平成18年度の調査方法の変更以降，年々減少傾向にあり，国及び広島県平均と比べても低い割合を示しているが，継続して児童生徒の規範意識を醸成する取組を充実させる必要がある。

こうした課題を解決するための方策として，弁護士等の専門家や警察等の関係機関との連携を図ることにより，教職員がリーガルマインドを身に付け，確かな裏付けとしての「法」を基盤とした生徒指導体制を確立し，課題を抱える児童生徒や保護者との信頼関係を構築しながら，教職員が自信を持って対応していく必要があると考えた。

また，近年，発達障害のある児童生徒に対する教職員の理解不足等，障害の特性や不適応感に適切な対処がなされないことで，二次的障害として暴力行為等の事例が増加しており，特別支援教育に関わる専門家との連携を図ることにより，特別支援教育に視点を当てた児童生徒への適切な支援や対応及び指導体制の在り方についても研究を深めていきたい。

1 事業の内容等



2 事業の特徴

(1) 生徒指導アドバイザー弁護士及び特別支援教育の専門家活用事業

ア 電話等による法律相談

学校からの要請に応じ、学校の抱える生徒指導上の課題に対する電話相談や弁護士事務所での訪問相談を実施し、学校等に対し生徒指導アドバイザー弁護士が法的なアドバイスを行った。相談件数は平成23年度18件となっている。

イ 学校訪問・教育相談（教職員研修）

学校が提出した、法の視点・発達障害等の視点からの助言が必要な生徒指導上の課題事例を基に、弁護士や特別支援教育等に係る専門家と教育委員会担当者が学校に出向き、過去の判例や関係法規、社会通念等及び特別支援教育をもとに、学校の対応方針の在り方や訴訟等を回避できる生徒指導体制の在り方等の研修を実施した。延べ実施校は32校、取扱い事例数は延べ78事例である。このうち、特別支援教育の専門家による学校訪問相談（平成23年度から）は3校、4件である。

ウ これまでの専門委員会による研究

教職員による専門委員会を設置し、弁護士・特別支援教育等に係る専門家の助言の下、児童生徒に規範意識を醸成するための方法について研究した。その成果を次のとおりまとめ全呉市立学校に配付した。

平成19年度 「児童生徒の規範意識を醸成するためのリーフレット」

平成20年度 「児童生徒の規範意識を醸成するための教室掲示用カレンダー」

平成21年度 「生徒指導アドバイザー弁護士による学校トラブル相談事例集 No. 1」

平成22年度 「生徒指導アドバイザー弁護士による学校トラブル相談事例集 No. 2」

平成23年度 「生徒指導アドバイザー弁護士による学校トラブル相談事例集 No. 3」

なお、平成24年度は生徒指導アドバイザー弁護士及び特別支援教育等による専門家からの助言等をまとめた「児童生徒の規範意識を醸成するためのパンフレット（仮称）」を作成し、呉市立全学校（全児童生徒）に配付し各校の取組に活用させる。

(2) 呉市自立支援サポート委員会

生徒指導上の課題を抱えた児童生徒個々について、学校、教育委員会、関係機関等が情報を共有し、共通理解の下、適切なアセスメントを実施するとともに、各機関等の権限等に基づく効果的なアプローチを行うために設置した。

ア 自立支援サポート委員会

教育委員会や警察、弁護士等、複数の関係機関が年2回集まり、情報を共有し、適切なアセスメントを行った。

イ 学校連携委員会

平成23年度は、呉市管内3警察署と呉市中学校生徒指導部会との連携を4回実施し、情報交換及び意見交換を全体会とブロック別で行った。それにより各学校と警察との連携がスムーズに図れるようになり、問題行動等の未然防止をはじめ早期発見・早期対応につながった。

ウ ブロック別委員会

問題を抱える児童生徒の緊急性または個別対応の必要性があるケースについて、迅速に対応するため参加関係機関を絞り込んだブロック別の委員会（ケース会議）を実施した。特に平成23年度は、特別支援教育に関する問題行動について、ブロック委員会（ケース会議：関係機関による）を3回実施した。

(3) 実施日程

時 期	内 容	備 考
8月上旬	第1回自立支援サポート委員会	参加者等 ○自立支援サポート委員会: 校長5名、弁護士1名、警察関係3名、 市教委4名 ○ブロック別委員会: 校長・教頭・教諭2名、警察関係1名、 こども家庭センター職員1名、市教委1名 ○専門委員会: 校長2名、教諭8名、市教委1名 ○学校連携委員会: 校長1名、生徒指導主事28名、警察関 係者3名、市教委1名 ○学校訪問相談: 学校総職員数名、弁護士1名、特別支援 教育に係る専門家1名、市教委1名 ○相談事例集: 計300部 県立学校73校×3冊 その他81冊
8月下旬	第1回専門委員会	
9月上旬	第1回学校連携委員会	
9月中旬	第2回専門委員会	
10月中旬	第2回学校連携委員会	
10月下旬	第3回専門委員会	
12月上旬	第3回学校連携委員会	
	第4回専門委員会	
12月下旬	第5回専門委員会	
1月上旬	ブロック別委員会	
1月中旬	第4回学校連携委員会	
2月上旬	第6回専門委員会	
2月上旬	第7回専門委員会	
2月下旬	ブロック別委員会	
3月上旬	第8回専門委員会	
3月上旬	第2回自立支援サポート委員会	
3月上旬	ブロック別委員会	
3月中旬	生徒指導学校相談事例集No. 3の完成	

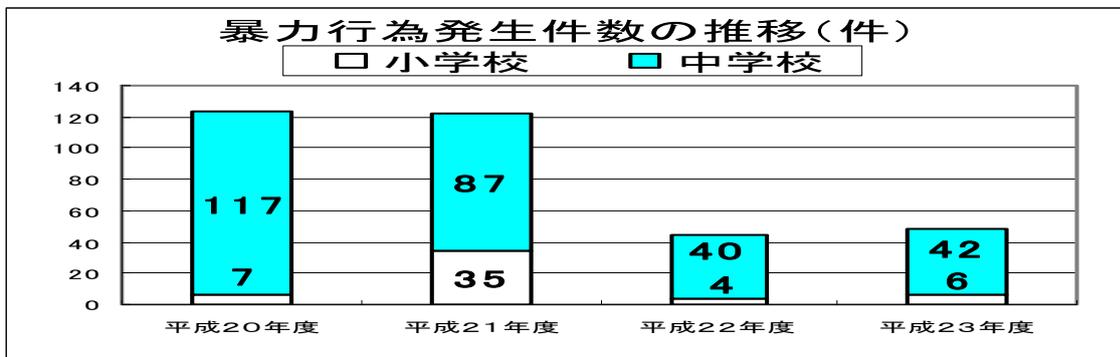
電話等による法律相談
法律・特別支援教育学校相談

3 事業の成果

(1) 調査研究により得られた成果

ア 暴力行為発生件数の推移

(7) 平成23年度の暴力行為発生件数は、前年度よりわずかに増加したが、平成21年度と比べると平成22年度と同様に半減している。



イ アドバイザー・弁護士及び特別支援教育の専門家による学校訪問相談(訪問研修)訪問校数

* 法律の学校訪問相談は平成20年度から実施。

* 特別支援教育の学校訪問相談は平成23年度から実施。

学校訪問相談(訪問研修)の実施校においては、本事業の成果により、児童生徒の問題行動等に対し、毅然

然とした対応や適切な指導ができるようになる等、法を基にした生徒指導体制の構築が図られた。

・学校訪問相談実施校の推移（H20～H23）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
7中学校	4中学校 4小学校	5中学校 4小学校	5中学校 3小学校

ウ 教職員の意識

学校訪問相談や校内研修において、弁護士及び特別支援教育の専門家から指導を受けることにより、法や特別支援教育の視点を当てた生徒指導の重要性を認識する教職員が増加した。

エ 成果の普及に関する取組

研修資料として「生徒指導アドバイザー弁護士及び特別支援教育の専門家による学校トラブル相談事例集 No. 3」を作成し、全呉市立学校に配付した。当該事例集を活用した校内研修等が積極的に行われるよう、市が主催する研修会等で普及に努める。

4 今後の取組

- (1) 問題行動の減少を図るため、特に次の3点に取り組む必要がある。
 - ア 平成23年度はわずかながら暴力行為が増加にあり、今後も、アドバイザー弁護士の積極的な活用を引き続き働きかけるとともに、これまでの事例集を基に研修を深める必要がある。
 - イ 教員が自らの日頃の対応を振り返ることができるような研修の在り方を工夫する必要がある。
 - ウ 警察等関係機関との継続した連携及び問題行動等の未然防止に向けた具体的な取組を進める必要がある。
- (2) 発達障害等特別な支援が必要な児童生徒による暴力行為が見られる状況から、特別支援教育の専門家による学校訪問相談事業をより一層活用するよう働きかける必要がある。